



平成23年7月12日

国土交通省

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を
改正する法律の施行期日を定める政令について

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第66号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、改正法の施行期日を定める必要があることから、改正法の施行期日を平成23年8月1日とするもの。

問い合わせ先

国土交通省	鉄道局財務課	企画調整官	鈴木	Tel.5253-8111(40503)
	同JR担当室	室長	堀	Tel.5253-8111(40661)
	鉄道局幹線鉄道課	課長補佐	堤	Tel.5253-8111(40311)